【別添２】作成例☆4（合法木材およびバイオマス）

**分別管理及び書類管理方針書**

事業体名　京都木材株式会社

平成〇年〇月〇日作成

本方針書は、社団法人京都府木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の証明の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成　２５年８月２日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という。）に基づき証明する合法木材、間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という。）に基づき確認する間伐材、及び発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という。）に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社（事業体や製材工場）において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品及びチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

* 分別管理を適切に行うため、京都　次郎を分別管理責任者として定める。
* 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

* 原木の入荷に当たっては、伐採届や納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき確認する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
* 原木の保管に当たっては、合法木材、及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐

材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質

バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材が混在しないよう、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。伐採林地内等に土場を確保し、原木を保管する場合も同様とする。

* 加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材が混在しないように加工する。
* 出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
* 製材品・チップ等の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等が互いに、かつそれ以外の木材を原料として製造した製材品・チップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

* 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電

用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。

* 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
* 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。